

第2次さぬき市都市計画マスタープラン策定支援業務

さぬき市立地適正化計画策定支援業務

地域公共交通課題解決支援業務

公募型プロポーザル実施要領

平成31年4月

さぬき市建設経済部都市整備課



## 1 目的

さぬき市が、第2次さぬき市都市計画マスタープラン及びさぬき市立地適正化計画の策定並びに地域公共交通課題の解決に当たり、これらに係る支援業務全てを満足に受託することができる優れた知見と技術的能力を有する事業者を選定するため、実施するもの。

## 2 選定方法

公募型プロポーザル。参加申込みのあった事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に審査し、最も優れた企画提案を選定する。

## 3 業務の概要

### (1) 内容

次に掲げる計画等の策定及び課題の解決をそれぞれ専門的知見及び技術により細部にわたり支援するとともに、幅広い視野に基づき各業務間での十分かつ円滑な調整を行い、作業の共通化や情報・成果の共有化など一体的に携わることで、効率的かつ効果的な成果が得られるよう支援することを業務とする。なお、各業務の個別概要は、それぞれ別添個別仕様書のとおりとする。

- ① 第2次さぬき市都市計画マスタープランの策定
- ② さぬき市立地適正化計画の策定
- ③ さぬき市における地域公共交通課題の解決

### (2) 委託期間

前号に掲げる計画等の策定又は課題の解決に応じ、それぞれ別添個別仕様書のとおりとする。

### (3) 委託料

第1号に掲げる計画等の策定又は課題の解決に応じ、それぞれ別添個別仕様書のとおりとする。

## 4 実施スケジュール

事業者の選定に係る日程は、次のとおりとする。

内容	日時等
プロポーザル実施公告	平成31年4月17日(水)
質問受付期間	平成31年4月18日(木) ～22日(月)正午まで (受信時刻)

質問回答期限	平成31年4月24日（水） 午後5時まで（発信時刻）
参加申込書の提出期限	平成31年4月26日（金） 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和元年5月17日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和元年5月23日（木）
選定結果の通知	令和元年5月24日（金） 予定
契約の締結	令和元年5月31日（金） 予定

## 5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (2) 本プロポーザルを実施する旨の公告の日から本業務委託契約締結の日までの間において、さぬき市から指名停止の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 選任を予定する管理技術者及び照査技術者が、次のいずれの要件も満たす者であること。
  - ① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（いずれも都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。
  - ② 市町が発注し、平成21年度以降に完了した、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定並びに地域公共交通網形成計画の策定又は地域公共交通支援業務において、管理又は担当技術者として従事したことがあること。
  - ③ 参加申込書提出日現在の手持ち業務量が、管理又は担当技術者に選任されている契約金額500万円以上の業務（プロポーザル方式等により特定された未契約業務を含む。）の契約総額が2億円未満かつ件数が10件未満であること。

## 6 参加申込み及び企画提案書等の提出等

### (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、4に定める期限までに、参加申込書（別記様式）を12に記載する提出先に、持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

## (2) 企画提案書の提出

前号の参加申込書を提出した事業者は、4に定める期限までに、次に掲げる書類10部を12に記載する提出先に持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

- ① 業務実施体制（任意様式。A4版片面（以下同じ。）2枚相当以内）
- ② 選任予定管理技術者・担当技術者・照査技術者の経歴（任意様式。1枚以内）
- ③ ②の技術者の同種・類似業務実績（任意様式。1人につき1枚）
- ④ 業務取組方針、プロセス、工程計画（任意様式。3枚相当以内）
- ⑤ テーマ別提案書（任意様式。1テーマにつき3枚相当以内）

テーマ1：都市計画マスタープランの見直しに当たっての基本的な視点、本市の特性をふまえた留意点、市民や市職員の参画手法その他計画等の実効性・実現性を高めるための取組等の考え方

テーマ2：立地適正化計画の策定に当たっての基本的な視点、本市の特性をふまえた留意点、市民や市職員の参画手法その他計画等の実効性・実現性を高めるための取組等の考え方

テーマ3：コミュニティバスの見直し・デマンド交通導入是非の検討等本市地域公共交通課題の解決に当たっての基本的な視点、各種調査時の質問項目その他検討の際の留意点等の考え方及び市民や市職員の参画手法、実験・実証運行の手法・評価方法その他取組イメージなど

- ⑥ 参考見積書（任意様式。税込。内容の項目ごとの内訳が分かること）
  - ⑦ その他個別仕様書において求める書類
- ※ 上記の書類に用いる文字サイズは原則として10.5ポイント以上とし、①～⑤まで及び⑦のうち①～⑤に相当するものについては、会社名・ロゴマーク等作成者が分かるものは表示しないこと。

## 7 質問の受付・回答

### (1) 受付

- ① 方法は電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受け付けない。
- ② 4に定める期間内に、12に記載するメールアドレス宛てに提出すること。
- ③ 記載事項は、会社名・担当者名・電話番号・FAX番号・メールアドレス・質問内容とする。

### (2) 回答

- ① 質問受付期間終了後、4に定める日時までに回答する。
- ② 回答は一覧表にし、全ての参加申込者に対し、電子メールより行う。

## 8 企画提案書の審査等

### (1) 審査方法

本市の関係部課等の職員が出席する選定会議において、提出のあった企画提案書及び次号に定めるプレゼンテーション・ヒアリングの内容により、第3号で定める審査対象・審査基準に従い評価し、その評価点数により順位を定め、最優秀者及び次点者を選定する。

### (2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ① 日時 4に定める日時に実施する。参加申込者個々の実施時刻は、別途個別に通知する。
- ② 場所 さぬき市役所本庁第2委員会室
- ③ 出席者 3名まで。選任予定管理技術者又は担当技術者がプレゼンテーションを行うこと。
- ④ その他
  - ・所要時間は、説明20分以内・質疑応答5分以内（冒頭の挨拶に係る部分は除く。）とする。
  - ・説明は、いずれかの業務に偏ることなく、3(1)①、②及び③それぞれ少なくとも5分は配分すること。
  - ・プロジェクターを使用する場合は、プロジェクター・スクリーン及び電源は、本市が用意する。
  - ・当日の追加資料配布など事前に提出した企画提案書以外の資料を用いての説明は、認めない。
  - ・プレゼンテーション・ヒアリングは、非公開とする。

### (3) 審査対象・審査基準

	対象	基準
体制評価	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3業務を一体的に取り組む体制に工夫がみられるか</li> <li>・業務内容にふさわしい技術者等をそれぞれ配置しているか</li> </ul>
	同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の確実な実施が見込まれる経験、実績を豊富に有しているか</li> </ul>
技術評価	取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施する意義を的確に理解しているか</li> <li>・本市の現状、課題を的確に理解しているか</li> <li>・各業務及び業務全体に対し適切な方針を設定しているか</li> </ul>
	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務及び業務全体に対し具体的な提案があるか</li> <li>・提案の内容は、本市の特性をふまえているか</li> <li>・提案者が受注することによる本市の利点を感じられるか</li> </ul>
	工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務及び業務全体に対し進捗を管理し、円滑・確実な実施が期待できるか</li> </ul>

	テーマ別提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>各テーマに対する考え方等が明瞭、的確に示されているか</li> <li>示された考え方や手法は実現性が高いものか</li> <li>追加提案等独自性がみられるか</li> </ul>
	プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を担う意欲、熱意が感じられるか</li> <li>資料の構成、表現は分かりやすいか</li> <li>説明が明瞭で、説得力があるか</li> <li>質問に対する回答は的確か</li> </ul>
価格評価	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務に要する経費及び総額は効率的で妥当か</li> </ul>

#### (4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加申込者に対し、文書で通知するものとし、通知後は、市ホームページにより公表する。ただし、通知後の問合せには一切応じない。

### 9 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限に遅れた場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### 10 業務の委託契約

- (1) 7において最優秀と選定された事業者を優先交渉権者として随意契約の交渉を行い、両者の合意に基づき所定の手続に従い契約を締結する。ただし、当該合意に至らない場合は、次点者と交渉を行うものとし、同様に契約を締結する。
- (2) 前号で締結する契約は、期間については個別仕様書に定めるとおりとし、委託の仕様については、企画提案書等の内容及び前号の交渉に基づき、本市が定める。なお、契約書は、国の補助金に係る手続の都合により、3種（3(1)①、②及び③の業務それぞれ）又は2種（3(1)①及び②に係るものと③に係るもの）区分することがある。

### 11 その他

- (1) プロポーザルへの参加に当たり必要な現行又は過去の計画書その他既存資料の貸与については、次のとおりとする。
  - ① 貸与を希望する場合は、速やかに市担当者と調整すること。
  - ② 貸与された資料は、紛失及び汚損しないよう取り扱うものとし、これを他に公表若しくは貸与し、又は複製してはならない。
  - ③ 貸与された資料は、6(1)の企画提案書の提出時まで返却すること。

- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリングに係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 提出期限後の書類の修正若しくは変更、差替え又は再提出は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、審査以外の目的には使用しない。ただし、最優秀と選定された企画提案書については、市の説明責任を果たす観点から、その内容を必要な範囲で公開することがある。なお、さぬき市情報公開条例（平成14年条例第11号）の規定に基づく開示請求があった場合、いずれの企画提案書も公開することがある。また、選定結果にかかわらず返却しない。
- (5) これらの業務に関する成果物の著作権、記録簿、各種データ等の所有権は、さぬき市に帰属するものとする。

## 1.2 問合せ先・書類提出先

さぬき市 建設経済部 都市整備課 企画開発係  
〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8  
電話 087-894-1113 FAX 087-894-3444  
Email [toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp)



(別記様式)

平成 年 月 日

さぬき市長 大 山 茂 樹 殿

会社名  
所在地  
代表者職・氏名



参 加 申 込 書

次の業務について、公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。  
なお、当社は、参加資格の要件を満たしていることを誓約します。

第2次さぬき市都市計画マスタープラン策定支援業務  
さぬき市立地適正化計画策定支援業務  
地域公共交通課題解決支援業務

担当代表者連絡先

所 属 :  
所 在 地 :  
職 ・ 氏 名 :  
電 話 番 号 :  
F A X :  
E-mail :

## 第2次さぬき市都市計画マスタープラン策定支援業務個別仕様書

### 1 業務名

第2次さぬき市都市計画マスタープラン策定支援業務

### 2 業務の目的

平成17年3月に策定された現行のプランは、「ネットワーク型の都市構造による、職住が近接した緑住タウンの形成を目指す」ことを都市づくりの目標に掲げ、その目標年次を平成32年度と定めている。策定して14年、本市を取り巻く環境は、明確な人口減少社会に突入し、当初の予測を超えるほどの変化を見せ、新たなまちづくりの課題も生じてきた。さらに、市の最上位計画である総合計画も平成27年3月に第2次計画に移行し、新たな総合計画の理念を空間上に実現させるための都市計画の基本方針の見直しが必要とされている。

こうしたなか、目標年次を目前に控え、引き続き厳しさが想定される本市の財政状況の下、今後の社会資本整備の体系的指針や、まちづくりに関わる市民の合意形成の基礎としてあり続ける都市の将来像を描くため、国の補助金を活用して併せて策定しようとする立地適正化計画における作業やその成果を最大限有効に活用しながら、効率的かつ効果的に第2次プランを策定することを支援するもの。

### 3 業務委託料の上限額

8,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）。ただし、令和元年度における上限は、3,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 4 業務委託の期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 5 業務の概要

※項目は、順序及び組み合わせを拘束するものではない。

#### 【令和元年度】

#### (1) 第1次プランの検証及び上位・関連計画等の把握

現行プランの進捗状況の検証・課題の整理、市総合計画・県都市計画区域マスタープラン等上位・関連計画の把握・分析

#### (2) 都市の現状分析・将来予測、課題の整理・検討

現在の本市の自然条件・人口・土地利用・産業・交通体系・道路等基盤施設の整備等状況及び将来見通しの調査・分析、全国的・広域的動向の変化及び本

市への影響の把握・整理、分野別等課題の分析・検討

(3) 市民の意向調査・合意形成

市民アンケート（対象3,000人）の調査結果分析、市民の合意形成の促進・まちづくり機運の醸成の場の計画、開催支援

(4) 基本方針の設定、全体構想案の作成

将来都市構造の設定、基本理念・基本方針・将来目標の設定、全体構想の案の作成

【令和2年度】

(5) 全体構想案の修正

市民意見・審議会等意見をふまえた全体構想の調整

(6) 地域別課題の検討

地域区分の設定、地域特性の把握、地域別課題の整理・検討

(7) 地域別構想の案の作成

地域別将来目標・地域別まちづくり方針の設定、地域別構想の案の作成

(8) 実現化方策の検討

市民・企業・行政の役割分担・連携体制等市民参加まちづくりの在り方方針  
その他プラン実現のための方策の検討

(9) 第2次プラン素案の作成、市民の合意形成

プラン素案の作成、説明会・パブリックコメントその他市民の合意形成の促進の場の計画、開催支援、計画の取りまとめ

(10) プラン冊子の作成、報告書の作成

プラン冊子（本編・概要版）原稿の作成、検討過程・根拠資料等報告書の作成

【各年度共通】

(11) 都市計画審議会等の運営支援

都市計画審議会その他庁内外での会議等に係る資料・会議録作成等

(12) 打合せ協議

上記作業等に必要な随時の助言・打合せ

6 成果品

【令和元年度】

(1) 業務中間報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

(2) 業務で作成した資料・調査結果・報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

【令和2年度】

(3) 第2次さぬき市都市計画マスタープラン（本編）（出力原稿一式2部、電子

データ一式)

- (4) 第2次都さぬき市市計画マスタープラン（概要版）（出力原稿一式2部、電子データ一式）
- (5) 業務報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

## さぬき市立地適正化計画策定支援業務個別仕様書

### 1 業務名

さぬき市立地適正化計画策定支援業務

### 2 業務の目的

本市は、平成14年に5町の合併により生まれ、平成17年3月には「ネットワーク型の都市構造による、職住が近接した緑住タウンの形成を目指す」ことを都市づくり目標に掲げた、さぬき市都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの各種施策を進めてきた。この間、急速な人口減少や少子・高齢化が進み、都市のスポンジ化や社会資本の老朽化、巨大地震等災害対策等の新たな問題が顕在化し、依然として厳しい財政状況の下、持続可能な密度を維持した都市構造への転換が求められている。

こうしたなか、さぬき市都市計画マスタープランの目標年次が平成32年度であることを機に、長期的に地域活力を維持し、本市の特性に応じた持続可能な安全安心なまちづくりを展開するため、国の集約都市形成支援事業補助金を活用し、実効性のあるさぬき市立地適正化計画を策定することを支援するもの。

### 3 業務委託料の上限額

23,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、令和元年度における上限額は10,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 4 委託の期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 5 委託業務の概要 ※項目は、必ずしも順序及び組合せを拘束するものではない。

#### 【令和元年度】

#### (1) 上位・関連計画等の把握

市総合計画・県都市計画区域マスタープラン等上位・関連計画の把握・分析

#### (2) 都市構造の現状分析・将来予測、課題の整理・検討

本市の人口・土地利用・市街地形成過程等各種基礎的データの収集・整理、本市の都市構造の特性の分析・評価、将来都市構造の予測、立地適正化に係る課題の抽出

#### (3) 市民の意向調査・合意形成

市民アンケート（対象3,000人）の実施・結果分析、市民の合意形成の促進・

まちづくり機運の醸成の場の開催

- (4) 基本方針の検討、誘導方針の検討、目指すべき都市骨格構造の検討

将来都市構造の設定、まちづくり基本方針の検討、都市機能誘導区域・居住誘導区域設定方針の検討、誘導機能の検討、公共交通軸の検討

【令和2年度】

- (5) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域の検討・設定、居住誘導区域の検討・設定

- (6) 講ずべき施策の検討

誘導施設の検討・設定、誘導施策・事業の検討・整理、誘導区域外での支援施策の検討

- (7) 整備目標値の設定、施策の評価方法の検討

現況値の算出、目標値の検討・設定、短期的実施計画・具体的事業の検討、運用段階の課題整理、計画の評価・見直しの方針の検討

- (8) 計画素案の作成、市民の合意形成

計画区域図案・計画素案の作成、説明会・パブリックコメントその他市民の合意形成の促進の場の計画、開催支援、計画の取りまとめ

- (9) 計画冊子の作成、報告書の作成

計画冊子（本編・概要版）原稿の作成、検討過程・根拠資料等報告書の作成

【各年度共通】

- (10) 都市計画審議会等運営支援

都市計画審議会・都市再生協議会（仮称）・その他庁内外での会議等に係る資料・会議録作成等

- (11) 打合せ協議

上記作業等に必要な随時の助言・打合せ

## 6 成果品

【令和元年度】

- (1) 業務中間報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

- (2) 業務で作成した資料・調査結果・報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

【令和2年度】

- (3) さぬき市立地適正化計画（本編）（出力原稿一式2部、電子データ一式）

- (4) さぬき市立地適正化計画（概要版）（出力原稿一式2部、電子データ一式）

- (5) 業務報告書（出力原稿一式2部、電子データ一式）

## さぬき市地域公共交通課題解決支援業務委託仕様書

### 1 業務名

さぬき市地域公共交通課題解決支援業務

### 2 業務の目的

本市は、平成15年度のコミュニティバス運行開始以降、『「便利で使いやすく」、「持続可能な」交通体系の創造』を基本方針として、運行路線や運賃の見直しなどに取り組んできた。平成24年3月には、市民アンケート調査結果等に基づき「さぬき市生活交通ネットワーク計画」を策定し、運行形態を見直したものの、時の流れとともに市民満足度は低下し、更なる改良が求められている。

そこで、人口減少・高齢化が進む本市の現状と未来を見据え、公共交通の役割とターゲットを明確にしながら、市内における自家用車以外の移動手段の充実を目指すことにより、第2次さぬき市総合計画に掲げる「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」を推進するため、都市計画マスタープランの改定や国の補助金を活用して併せて策定しようとする立地適正化計画における作業やその成果を最大限有効に活用しながら、効率的かつ効果的にさぬき市コミュニティバスの改編等に取り組むことを支援するもの。

### 3 業務委託料の上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 4 業務委託の期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

### 5 業務の概要

※項目は、順序及び組み合わせを拘束するものではない。

#### (1) 市政概要等の把握

人口（推移・分布）及び地勢（移動の目的地となる病院や商業施設等の分布等）の分析、高齢者運転免許証自主返納事業・高齢者及び障害者福祉タクシー助成事業・スクールバス事業等他部局実施の輸送系施策の把握・整理

#### (2) 市内公共交通機関等の現状・課題等及び市民ニーズの把握等

① 市内公共交通機関の種類及び整備状況（運行区域、路線、駅・停留所、利用客数等）の把握・整理

② コミュニティバスの利用実態の把握・整理（その1）

市所有データ（路線・バス停別乗降者数、乗客分類、乗継乗車券の利用状

況、収支その他運営状況、パーソントリップ調査・市民アンケート調査の結果、自治会要望実績ほか)の整理・分析

③ コミュニティバスの利用実態の把握・整理 (その2)

市職員が行う\*乗込ヒアリング調査の支援 (調査票作成等支援、調査結果の集計・分析) ※受託者が実施又は同乗することを妨げるものではない。

④ 市民ニーズ調査の支援

市職員が行う\*市民ヒアリング調査の支援 (調査票作成等支援、調査結果の集計・分析) ※受託者が実施又は同席することを妨げるものではない。

(3) デマンド型交通に係るニーズ等調査 (市職員とともに実施を想定) ・分析

① 市民へのニーズ調査 (対面) の計画・実施、結果の整理・分析

② 市内タクシー事業者へのヒアリングの計画・実施、結果の整理・分析

③ ①②をふまえた実験運行の計画の検討、実施及び結果の分析

(4) コミュニティバス路線見直し素案の検討・作成

① 市内バス事業者等へのヒアリングの計画・実施、結果の整理・分析

※ターゲット・利便性 (用途) ・持続可能性を考慮すること。

② 見直し路線等素案の作成

(5) 新運行体系の分析、原案の作成

翌年度の実証運行に向けた需要予測に基づく新運行体系原案の作成

(6) 地域公共交通会議・部会等の運営支援

地域公共交通会議 (平日日中に4回、各2時間程度) ・部会 (回数等未定)

その他庁内外での会議等に係る資料・会議録作成等

(7) 打合せ協議

上記作業等に必要な随時の助言・打合せ

## 6 成果品

(1) 新運行体系原案 (出力原稿一式2部、電子データ一式)

(2) 業務で作成した資料・調査結果・報告書 (出力原稿一式2部、電子データ一式)

## 7 参考提出の依頼 (実施要領6(2)⑦の書類)

この度の地域公共交通の課題解決は、市民ニーズを踏まえてコミュニティバスを主体とする地域内交通を改編するもので、令和3年度からの新体系での運行開始を目指しているところ、令和元年度を「新運行の方向性を定める年」、令和2年度を「新運行・利用促進に向けた準備の年」とに便宜上分割しているものの、その2年間の議論と成果が一体となり新運行が実現することを踏まえ、次年度の支援業務に係る資料についても併せて参考資料として提出を依頼するもの。



ただし、このことは、参考提出のあった内容及び見積金額により、次年度においても当然に契約することを約束するものではない。

(1) 令和2年度「新運行・利用促進に向けた準備の年」の支援業務に係る資料（A4版片面3枚相当以内）

※支援内容

- ① 新運行体系案の作成
- ② 実証運行支援
- ③ 地域説明会運営支援（出席任意）
- ④ 地域公共交通会議・部会の運営支援（出席任意）
- ⑤ 利用促進策の検討及び広報活動支援（印刷費は除く）
- ⑥ 第2次さぬき市生活交通ネットワーク計画案（仮称）の作成

※成果品

- ① 第2次さぬき市生活交通ネットワーク計画案（仮称）（出力原稿一式2部、データ一式）
- ② 業務で作成した資料・報告書・調査結果（出力原稿一式2部、電子データ一式）

(2) 見積書（任意様式）